

滋賀県国民健康保険運営方針(案)について

1. これまでの経過について

平成27年5月29日 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」公布

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図る。⇒ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進する。

平成27年6月～ 滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会(※1)を設置し、国保運営方針の協議・検討を開始。

平成29年3月～ 滋賀県国民健康保険運営協議会(※2)を開催し、国保運営方針の審議を開始。

(※1) 県内の19市町保険者、後期高齢者医療広域連合、国保連合会で組織。協議会には作業部会(保険料(税)・保険財政、資格管理・給付事務、収納対策、保健事業)がある。

(※2) 県知事の諮問を受けて国保運営方針を審議し、その結果の意見を県知事に答申し、知事の判断資料にする役割を果たす。

2. 国保運営方針(案)の主なもの

	(運営方針(案))
○決算補填等法定外繰入金の段階的解消(平成35年度までに)	9P
○賦課方式を3方式に統一(資産割の廃止)	11P
○市町間の医療費の支え合い(市町ごとの医療費水準を反映しない)	11P
○制度改革の影響に対する激変緩和措置	12P
○収納率目標の設定や収納対策の強化	16P
○データヘルス計画による保健事業の推進、医療費適正化対策の実施	23P

3. 策定までのスケジュール(県の動き)

5月～6月	運営方針(案)の意見照会および県民政策コメントの実施
7月	県国民健康保険運営協議会で運営方針案を審議
7月	県議会 厚生・産業常任委員会で意見照会等結果報告
8月	県国民健康保険運営協議会、県知事に答申
8月	運営方針案の策定・公表

4. 本市の意見等について

県運営方針(案)	本市の意見等	備考
1 はじめに (2)滋賀県が目指す国保 被保険者に<u>過度な負担を負わせることのない</u>、 (2)滋賀県が目指す国保 ア 基本理念 県民が健康な暮らしを<u>送れる</u>、 (2)滋賀県が目指す国保 イ 実現するための方向性 保険料(税)となる保険料水準の統一(以下「保険料水準の統一」という。)を目指します。 (2)滋賀県が目指す国保 イ 実現するための方向性 県民の理解、関係者間での丁寧な議論や十分な準備期間が必要となります。	被保険者が<u>過度な負担を負わない</u>、 県民が健康な暮らしを<u>送れ</u>、 保険料水準の統一の目標年度について明記されたい。 (2)滋賀県が目指す国保 イ 実現するための方向性 県民の理解、関係者間での丁寧な議論や十分な準備期間が必要<u>になります</u>。 <u>また、保険料水準の統一を図るため、各市町間で独自の取り組みを行う保健事業等の調整などの様々な課題につきまして、市町の意見を聴きながら、県が主体的に課題解決に向けた取組を進めます。</u>	2P・4行目 意見①を反映 2P・23行目 意見②を反映 3P・6行目 3P・9行目 意見③を反映

県運営方針(案)	本市の意見等	備考
(2) 滋賀県が目指す国保 実現するための方向性 市町のインセンティブの確保 3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し (4) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用 市町負担分については交付を受けていない市町を含む全市町 で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととします。 4 市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項 (8) 標準保険料率算定における地方単独事業の減額調整に係る 県費補助金等の取扱い ＜激変緩和措置＞ 平成28年度の「被保険者1人あたりの納付金額ベースの保険料 決算額」と「当該年度の被保険者1人あたりの納付金額」を比較 します。	インセンティブの確保については、平成28年度前倒しで実施 した項目で配点が高い重症化予防の取組については、すでに 一部地域で先行実施されており、県下での展開及び、被用者保 険との連携についても言及いただきたい。 3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し (4) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用 市町負担分については交付を受けていない市町を含む全市町 で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととします。 <u>また、補填に係る市町の負担の算定については、各市町の 過年度の財政状況や財政運営の努力等を考慮して、各市町間 で不均衡や不公平が生じないように努めます。</u> 4 市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項 (8) 標準保険料率算定における地方単独事業の減額調整に係る 県費補助金等の取扱い ＜激変緩和措置＞ 平成28年度の「被保険者1人あたりの納付金額ベースの保険料 決算額」と「当該年度の被保険者1人あたりの納付金額」を比較 します。 <u>激変緩和措置の実施にあたって、保険料(税)の大幅な上昇は 国保加入者に対する多大な影響があることから、標準保険料率の 算定方法についても、国保加入者の著しい負担の増加とならない よう努めます。</u>	3P・23行目 意見④を反映 10P・9行目 12P・29行目

県運営方針(案)	本市の意見等	備考
5 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項 (3)収納対策の取組状況 ＜取組の方針＞ 必要な保険料(税)を徴収できるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組む事項を定めます。 6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項 ＜取組の内容＞ (1)県による保険給付の点検 (3)これまでの保健事業の共同実施の取組状況 ＜取組の方針＞ 被保険者の健康を守るための目標の達成に向けて、データヘルスを着実に推進します。 7 保健事業の取組に関する事項 ＜取組の内容＞ (3)保健事業の充実強化に係る取組 ア 保健事業の共同実施(共同事業)	5 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項 (3)収納対策の取組状況 ＜取組の方針＞ 必要な保険料(税)を徴収できるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組む事項を定めます。 <u>また、将来的な県内の保険料水準の統一を図るため、各市町の収納率の格差是正に向けて収納対策を強化します。</u> レセプト以外の保険者機能としての給付の適正化の取り組みに対する監査体制も盛り込んでいただきたい。 (3)これまでの保健事業の共同実施の取組状況 ＜取組の方針＞ 被保険者の健康を守るための目標の達成に向けて、データヘルスを着実に推進します。 <u>また、将来的な県内の保険料水準の統一を図るため、各市町の保健事業の実施水準の平準化に向けた取組を進めます。</u> 共同実施については、各市町間でも格差があることから、格差解消のための具体的な課題と施策を明記されたい。	16P・4行目 18P・24行目 意見⑥を反映 23P・12行目 24P・6行目 意見⑦を反映

県運営方針(案)	本市の意見等	備考
(3)これまでの保健事業の共同実施の取組状況 <取組の方針> (4)被用者保険の連携の強化 8 医療費の適正化の取組に関する事項 <取組の内容> (1)後発医薬品の使用促進 9 市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項 <取組の方針>	(3)これまでの保健事業の共同実施の取組状況 <取組の方針> (4)被用者保険の連携の強化 <u>(5)医療機関との連携の強化</u> <u>被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化を図るため、</u> <u>県・市町が医師会等及び医療機関・かかりつけ医と連携を強化</u> <u>し、特定健康診断・特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防等</u> <u>の保健事業を効率的・効果的に実施します。</u> 後発医薬品の使用促進については、先般開催された経済財政諮問会議において、後発品の数量シェア80%の達成時期を平成32年度9月までにと明示された。滋賀県においても差額通知の実施等については、市町間の格差があり、その解消や使用割合の底上げに資するような対策を検討されたい。 県全体の事業をより強力に推進するため、滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会の活動強化を明記されたい。 事務の効率化を図るために、その目的や効果・方向性等について、詳しく説明すべきではないか。また、県内で広域的な対応が必要な事業については、県が主体的な役割を担って取組を推進する旨を明記されたい。	24P・30行目 26P・8行目 意見⑨を反映 27P・11行目

滋賀県国民健康保険運営方針(案)の概要

1 はじめに

滋賀県が目指す国保 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

公的医療
保険制度の
一元化

実現するための方向性

- ①保険料負担と給付の公平化
保険料水準と給付サービスの統一の実現
- ②保健事業の推進と医療費の適正化
被保険者の健康づくり
- ③国保財政の健全化
市町のインセンティブの確保

関係者の役割

- ①被保険者の役割 (期待すること)
保険料の納付、自主的な健康管理
- ②市町の役割
資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業の実施
- ③国保連合会の役割
市町事務の共同事業の実施による効率化
- ④県の役割
安定的な財政運営や効率的な事業の確保

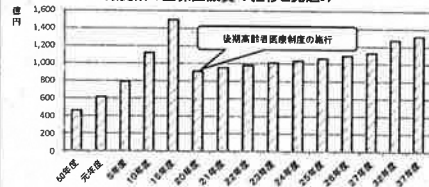
2 基本的事項

- ①策定の目的
県が市町とともに国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進。
- ②策定の根拠規定
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2
- ③対象期間
平成30年(2018年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで
- ④PDCAサイクルの実施

3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

①医療費の動向と将来の見通し

滋賀県の国保医療費の推移と見込み



平成27年度の国保医療費は、約1,125億円で、前年度比約31億円、2.8%の増。

- ②財政収支の改善に係る基本的な考え方
決算補填等目的の法定外一般会計繰入のうち、保険料の負担緩和を図るための繰入は、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、平成35年度末までに段階的に解消。
- ③滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用
給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に、県・市町へ貸付・交付。
交付分を基金へ補填するときの市町負担分は、交付を受けていない市町を含めて全市町で負担。
制度改革に伴い保険料収納必要総額が急激に上昇する場合は、特別基金積立金を県国保特別会計へ繰り入れて激変緩和を実施。

4 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- ①標準的な保険料賦課方式
医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割の3方式とする。現在、4方式の5町は計画的に資産割を廃止。
- ②納付金算定に当たっての医療費水準の反映
医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金算定に反映させない。
- ③納付金算定に当たっての所得水準の反映
応能割と応益割の配分は、全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。「応能割」:「応益割」=「所得係数」:「1」とする。
- ④納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費
出産育児一時金および葬祭費は、全市町の支給基準額が同一となっているため、県全体で支え合う経費に加える。
- ⑤標準保険料率算定における標準的な収納率
保険者(市町)の規模別に設定した目標収納率とする。ただし、直近3ヶ年の平均収納率がこの目標収納率に達していない市町は、直近3ヶ年の平均収納率とする。

5 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- ①収納率目標の設定
収納率の向上を図るため、保険者(市町)規模別に目標値を設定。

保険者(市町)規模別目標収納率

保険者規模	目標収納率 (30~32年度)
1万人未満	95%
1万人以上~2万人未満	94.5%
2万人以上~5万人未満	94.5%
5万人以上	94%

- 別途市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を定める。
- ②収納対策の強化に係る取組
市町が取り組む収納対策のほか、県、市町および国保連合会は共同で収納対策の強化の実施。

6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- ①県による保険給付の点検、事後調整
保険医療機関による大規模な不正事案への対応策等を検討。
- ②第三者求償の積極的推進
国保連合会による共同事業の実施の他、加害者に対する求償事務の取組を推進。

7 保健事業の取組に関する事項

- ①データヘルス計画
保健・医療・介護等のデータ分析に基づき、県全体の国保保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定。
- ②保健事業にかかる目標の設定
特定健診受診率等の重点取組事項について目標値を設定。

8 医療費の適正化の取組に関する事項

- ①後発医薬品の使用促進
後発医薬品の使用促進についての理解が得られるよう、後発医薬品差額通知等を実施。
- ②重複受診・頻回受診、重複服薬等の受診の適正化の取組
被保険者の健康被害の予防および受診の適正化のため、訪問等による指導の共同事業を推進。

9 市町が担う事務の効率化および効果的な運営の推進に関する事項

- ①被保険者証と高齢受給者証の一体化
被保険者の利便性を図るため、被保険者証の発行時期を見直し、高齢受給者証との一体化を検討。
- ②過誤返戻事務
被保険者の資格情報の連携が確実に行われることを前提に、国保連合会への事務委託を検討。

10 保健医療サービスおよび介護サービスに関する施策との連携に関する事項

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画
- ②他計画との整合性

11 関係団体との連携強化

- ①滋賀県国民健康保険市町連携会議の設置

12 国民健康保険運営方針の見直し

- 対象期間中であっても、必要と認められるときは、見直しを行う。見直し場合は、連携会議で検討し、滋賀県国民健康保険運営協議会の審議を経る。

滋賀県国民健康保険運営方針(素案)(抄)

※市町と協議中のもの

1 基本的事項

(1) 策定の目的

この方針は、県が市町とともに国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定めるものであり、以て市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することを目的とします。

(2) 策定の根拠規定

この方針は、改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)第82条の2に基づき、県が定めます。

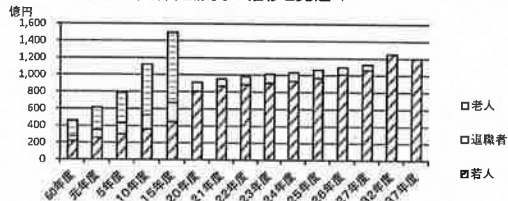
(3) 対象期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

(1) 医療費の動向と将来の見通し

本県の国保医療費の推移と見込み



(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

保険料の負担緩和を図るための法定外一般会計繰入については、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、各市町において平成35年度までの段階的な解消を目指します。

法定外繰入れの段階的解消

(3) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用

平成35年度までの間、市町において制度改革に伴う保険料収納必要総額の急激な上昇が見込まれる場合には、必要に応じて基金から県の国保特別会計に繰入を行うことにより、激変緩和を行うこととします。

激変緩和の実施

3 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項

(1) 標準的な保険料賦課方式

標準的な保険料の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに3方式とします。現在、賦課方式を4方式としている市町においては、将来的に3方式に変更する方向で検討していくこととします。

賦課方式を3方式に変更

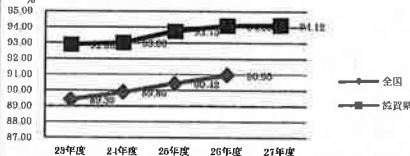
(2) 国保事業費納付金算定に当たっての医療費水準の反映

県内の保険料水準の平準化につなげるため、医療費は県全体で支え合うこととし、市町ごとの医療費水準の差異は、納付金の算定に反映させないこととします。

α=0による医療費の支え合い

4 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

保険料収率の推移



(1) 収率目標の設定

保険財政の安定的運営、被保険者の公平性の観点から、市町の収率の向上を図るため、目標収率(現年度分)を定めます。

保険者規模別目標収率

保険者規模	目標収率(30~32年度)
1万人未満	95%
1万人以上~2万人未満	94.5%
2万人以上~5万人未満	94.5%
5万人以上	94%

5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

(1) 県による保険給付の点検、事後調整

県が保有している医療監視情報等を活用した点検や、大規模な不正利得の回収への対応の実施を検討します。

(2) 第三者求償の積極的推進

加害者に対する求償事務についても、国保連合会の専門性が生かせるよう取組を推進します。

(3) 高額療養費の支給事務

申請勧奨については、全市町が実施するように努めることとします。

6 医療費の適正化の取組に関する事項

(1) 後発医薬品差額通知の実施の推進

差額通知については、後発医薬品の利用促進についての理解を得られるよう、発行回数の設定など効果的な実施方法を検討します。

(2) 重複受診・頻回受診者、重複服薬等の適正化の共同実施

重複受診・頻回受診者、重複服薬者等に対し、受診の適正化および被保険者の健康被害の予防のための訪問等による指導について、全市町で取り組むこととします。

(3) 国保事業費納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費

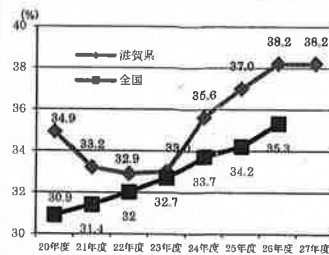
保険料水準の平準化につなげるため、県内市町間で支給基準額が異なる出産育児一時金および葬祭費について、納付金および保険給付費等交付金の対象に加えることとします。

(4) 標準保険料率算定時における標準的な収率

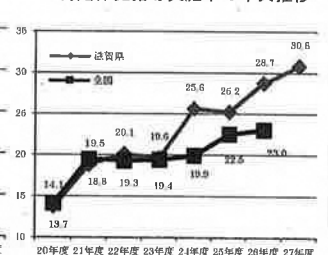
- 直近3ヶ年の平均収率が規模別目標収率を達成している市町の標準的な収率は、規模別目標収率とします。
- 直近3ヶ年の平均収率が規模別目標収率を達成していない市町の標準的な収率は、直近3ヶ年の平均収率とします。

7 保健事業の取組に関する事項

特定健診受診率の年次推移



特定保健指導実施率の年次推移



(1) 保健事業にかかる目標の設定

市町において重点的に取り組む事項について目標を設定します。

目標項目	目標値(35年度)
特定健康診査受診率	60%
特定保健指導実施率	60%
メタボリックシンドローム該当者及び予備軍該当者の減少率(20年度比)	25%

(2) データヘルスの推進

健診・レセプト等のデータ分析により被保険者の健康の保持増進に向けて「国保保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、本計画に基づき目標達成に向けて保健事業を着実に推進します。

保健事業の推進

8 市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項

(1) 過誤返戻事務

過誤返戻事務については、情報集約システムによる日次連携が確実に行われることにより国保連合会への事務委託が可能となるため、引き続き検討を進めていくこととします。

(2) 被保険者証と高齢受給者証の一体化

被保険者の利便性を図るため、被保険者証の発行時期を見直し、高齢受給者証との一体化について検討します。

9 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

10 関係団体との連携強化

11 国民健康保険運営方針の見直し

